

## 規制シート(様式)

(別紙1)

070194901080003

平成28年4月28日

規制の名称	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する営業に係る古物営業の許可制	所管府省	警察庁
根拠法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第2項第1号	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 高須 一弘
規制目的	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること。		
規制内容の概要	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する行為は、それらが財産権であれば、一般に古物との「交換」に該当し、これらの行為を営業として行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する行為は、それらが財産権であれば、一般に古物との「交換」に該当し、これらの行為を営業として行えば、古物営業に該当すると解されるところ、こうした営業においても盗品等の混入の可能性が否定できないことから、こうした営業を古物営業の対象から除外し、古物営業の許可を不要とすることはできません。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>